

大分県報

令和七年
号外（二六）
三月三十一日

（月曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………	一
大分県企業局就業規程の一部改正……………	一三
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………	一三
企業局訓令	
大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………	一四
大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………	一四
大分県企業局職員服務規程の一部改正……………	一四
大分県企業局職員の管理に関する規程の一部改正……………	一四
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一五

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高野 信 一

大分県企業局管理規程第二号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「月額は、」の下に「同条第二項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、」を加え、「第一号及び第三号から第六号」を「第二号から第五号」に改め、「配偶者、」（以下「八級職

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

一

員」という。）及び「同条第二項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同項ただし書中「配偶者、」を削り、同条第二項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 条例第四条第二項に規定する他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

2 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第十四条の二第一項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第四条の三に規定する当該職員に支給する地域手当については、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号の定める割合が異動等後の支給割合（企業局長が定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下、この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他企業局長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、企業局長の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過するまでの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に企業局長が定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第十五条の二第一項第四号の「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第十五条の八第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、企業局長において居住の実情を認定することができる場合として企業局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十五条の九第一項中「欠くに至った日」の下に「(企業局長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業局長が定める日)」を加える。

第十六条第一項第一号、第二号及び第三号中「五万五千元」を「八万六千元」に改め、同条第二項中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情」に改め、「その利用により通勤時間が三十分以上短縮されると企業局長が認めるもの又は」を削り、同条第三項第一号中「でその利用が前項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第十七条第六項を次のように改める。

6 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第二十一号)第一条第一項に規定する県の休日)に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

第十七条の六第六号中「新たに採用されたこと」を「新たに第二条第一項の給料表の適用を受ける職員となったこと(以下この項において「事由発生」という。)」に改め、同条第七号中「新たに採用されたことに伴い」を「事由発生に伴い」に、「採用」を「事由発生」に改める。

第十七条の八第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、企業局長において配偶者等との別居の状況等を認定することができるとして企業局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十七条の九第一項中「欠くに至った日」の下に「(企業局長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業局長が定める日)」を加える。

第十七条の九の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十七条の十 条例第四条の七に定める在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

2 条例第四条の七に規定する企業局長が定める場所及び期間のほか、在宅勤務等手当の支

給に關し必要な事項は、県職員の例による。

第二十二条の二の見出しを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第九条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第九条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
二 条例第九条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

第二十五条第五項第一号の表の係長級の項中「四級四十一号給」を「四級三十三号給」に改める。

第二十八条中「及び初任給調整手当」を「初任給調整手当及び在宅勤務等手当」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,200	230,900	266,300	299,900	322,500	356,500	409,800	460,000	512,100
	2	185,300	232,400	267,300	301,400	324,300	358,200	411,700	465,500	519,000
	3	186,500	233,900	268,300	302,900	326,100	359,800	413,600	470,600	524,300
	4	187,600	235,400	269,300	304,300	327,800	361,400	415,400	475,300	528,600
	5	188,700	236,900	270,300	305,700	329,500	363,100	417,300	479,300	532,100
	6	190,400	238,400	271,300	306,800	331,200	364,900	419,100	482,800	535,400
	7	192,000	239,900	272,300	307,800	332,900	366,400	420,900	485,800	538,400
	8	193,600	241,400	273,300	309,100	334,600	368,000	422,700	488,300	540,900
	9	195,200	242,900	274,300	310,300	336,300	369,400	424,300	490,300	542,900
	10	196,900	244,300	275,300	311,900	338,000	371,000	425,800		
	11	198,500	245,700	276,300	313,500	339,700	372,600	427,300		
	12	200,100	247,100	277,400	315,100	341,300	374,100	428,800		
	13	201,800	248,300	278,400	316,600	342,800	376,000	430,300		
	14	203,500	249,500	279,700	318,200	344,400	377,900	431,600		
	15	205,200	250,700	281,000	319,800	346,000	379,800	432,900		
	16	206,900	251,900	282,300	321,400	347,500	381,600	434,100		
	17	208,200	253,000	283,600	322,900	348,900	383,100	435,300		
	18	209,800	254,100	284,900	324,600	350,600	384,900	436,600		
	19	211,400	255,300	286,100	326,200	352,200	386,600	437,900		
	20	212,900	256,400	287,300	327,800	353,800	388,200	439,100		
	21	214,400	257,400	288,400	329,200	355,000	390,000	440,300		
	22	216,000	258,400	289,600	330,900	356,500	391,400	441,100		
	23	217,600	259,400	290,900	332,600	358,000	392,800	441,900		
	24	219,200	260,400	292,200	334,200	359,500	394,200	442,700		
	25	220,800	261,400	293,500	335,400	361,200	395,600	443,400		
	26	222,500	262,300	294,500	337,400	363,100	396,800	444,000		
	27	223,800	263,200	295,500	339,100	364,800	398,000	444,600		
	28	225,100	264,100	296,600	340,700	366,500	399,000	445,200		
	29	226,400	264,900	297,700	342,200	367,900	400,100	445,900		
	30	227,500	265,700	298,900	343,800	369,200	401,300	446,700		
	31	228,700	266,500	300,000	345,400	370,400	402,400	447,100		
	32	229,800	267,300	301,200	347,000	371,800	403,500	447,800		
	33	230,900	268,000	302,400	348,700	372,900	404,200	448,300		
	34	232,000	268,800	303,700	350,500	373,800	404,900	448,700		
	35	233,100	269,600	305,000	352,300	374,800	405,600	449,100		
	36	234,200	270,300	306,300	354,100	375,900	406,300	449,500		
	37	235,300	271,000	307,600	355,600	376,700	406,900	449,900		
	38	236,300	271,800	309,000	357,000	377,600	407,500	450,300		
	39	237,300	272,600	310,300	358,400	378,500	408,000	450,700		
	40	238,200	273,300	311,600	359,800	379,300	408,400	451,000		

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

三

定年再任用 短時間勤務職員以外の職員	41	239,100	274,000	312,900	361,300	380,100	408,800	451,300		
	42	240,000	274,800	314,200	362,100	380,900	409,000	451,700		
	43	240,800	275,600	315,500	363,200	381,700	409,300	452,000		
	44	241,600	276,300	316,600	364,200	382,400	409,600	452,300		
	45	242,300	277,000	317,500	365,100	383,100	409,900	452,600		
	46	242,900	277,700	318,800	366,200	383,800	410,200			
	47	243,500	278,400	320,100	367,100	384,500	410,500			
	48	244,100	279,100	321,400	368,100	385,200	410,800			
	49	244,700	279,800	322,600	369,000	385,700	411,000			
	50	245,300	280,500	323,900	369,700	386,300	411,300			
	51	245,900	281,200	325,100	370,400	386,900	411,600			
	52	246,400	282,000	326,300	371,000	387,600	411,900			
	53	246,900	282,600	327,600	371,400	388,000	412,100			
	54	247,300	283,300	328,700	372,000	388,600	412,400			
	55	247,600	283,900	329,800	372,700	389,300	412,700			
	56	247,900	284,600	330,900	373,400	389,800	413,000			
	57	248,200	285,200	331,600	373,700	390,200	413,200			
	58	248,500	285,900	332,500	374,400	390,800	413,500			
	59	248,800	286,500	333,200	375,100	391,400	413,800			
	60	249,100	287,200	334,000	375,700	391,900	414,000			
	61	249,400	287,800	334,800	376,000	392,300	414,200			
	62	249,700	288,500	335,200	376,500	392,800	414,500			
	63	250,000	289,100	335,900	377,100	393,300	414,800			
	64	250,300	289,600	336,600	377,700	393,900	415,000			
	65	250,600	290,100	337,400	378,000	394,200	415,200			
	66	250,900	290,700	338,100	378,600	394,600	415,500			
	67	251,200	291,200	338,800	379,300	395,000	415,800			
	68	251,500	291,800	339,400	379,900	395,400	416,100			
	69	251,800	292,300	339,900	380,300	395,700	416,300			
	70	252,100	292,800	340,500	380,800	396,000	416,600			
	71	252,400	293,400	341,000	381,400	396,300	416,900			
	72	252,700	294,000	341,600	381,900	396,500	417,100			
	73	253,000	294,500	341,900	382,400	396,700	417,300			
	74	253,300	295,000	342,400	383,000	397,000				
	75	253,600	295,400	342,800	383,500	397,300				
	76	253,900	295,700	343,200	383,800	397,500				
	77	254,200	295,900	343,600	384,200	397,700				
	78	254,500	296,200	344,100	384,700	398,000				
	79	254,800	296,400	344,600	385,100	398,300				
	80	255,200	296,700	345,100	385,500	398,500				
	81	255,500	296,900	345,400	385,900	398,700				
	82	255,800	297,100	345,800	386,400	399,000				
	83	256,100	297,400	346,200	386,800	399,300				
	84	256,400	297,600	346,600	387,200	399,500				
	85	256,700	297,900	346,900	387,500	399,700				
	86	257,000	298,200	347,300	388,000	400,000				
	87	257,300	298,500	347,700	388,400	400,300				
	88	257,600	298,800	348,100	388,800	400,500				

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

	89	257,900	299,100	348,300	389,100	400,700				
	90	258,200	299,400	348,700	389,700					
	91	258,500	299,700	349,100	390,100					
	92	258,800	300,100	349,500	390,500					
	93	259,100	300,300	349,700	390,800					
	94		300,500	350,100						
	95		300,800	350,500						
	96		301,200	350,800						
	97		301,400	351,100						
	98		301,700	351,500						
	99		302,100	351,900						
	100		302,500	352,300						
	101		302,700	352,800						
	102		303,000	353,200						
	103		303,300	353,600						
	104		303,600	354,000						
	105		303,800	354,500						
	106		304,100	354,900						
	107		304,400	355,200						
	108		304,700	355,500						
	109		304,900	356,000						
	110		305,300							
	111		305,700							
	112		306,000							
	113		306,200							
	114		306,400							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,500							
	119		307,800							
	120		308,100							
	121		308,500							
	122		308,800							
	123		309,100							
	124		309,400							
	125		309,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700

別表第四を次のように改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

別表第四 (第四条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	

令和七年三月三十一日

大分県報号外(企業局管理規程)

46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	68	41			
87	35	47	46	69	41			
88	35	48	46	70	41			
89	35	48	47	71	41			
90	36	48	47	72				
91	36	48	47	73				
92	36	48	47	74				
93	37	49	47	75				
94		49	47					
95		49	47					

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

別表第六の表中

八十五キロメートル以上	八十五キロメートル以上
五万五千元	九十万キロメートル未満

を

八十五キロメートル以上	九十万キロメートル以上
九十万キロメートル未満	五万七千六百元
五万七千六百元	六万円

に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。
（号給の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において別表第一の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び企業局長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、企業局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の大分県企業局職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「一万三千元」とあるのは「一万千円」と、「とする」とあるのは「改正後の条例第四条第二項第六号に該当する扶養親族については五千円とする」と、同項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、条例第四条第二項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業局長が定める職員に対しては」とする。

5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における改正後の給与規程第十三

条の規定の適用については、同条第一項中「一万三千元」とあるのは「一万二千元」と、「とする」とあるのは「改正後の条例第四条第二項第六号に該当する扶養親族については三千五百円とする」と、同項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、条例第四条第二項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして企業局長が定める職員に対しては」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

6 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、改正後の給与規程第十四条の二第一項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、県職員等の例により定められた割合を乗じて得た額とする。

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

企業職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

一二

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86	86				
95	91	87	87				
96	92	88	88				
97	93	89	89				
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和七年三月三十一日

大分県企業局管理規程第三号
大分県企業局長 高野信一

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、企業局長が定めるところにより、当該子を養育する」を削る。

第十八条第一項中「限る。」の下に「第十八条の四第一項において「配偶者等」という。」を加える。
第十八条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十八条の三 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第二十四条第二号に掲げる職員を除く。）が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日につき企業局長が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与規程第二十八条第一項に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十八条の四 企業局長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 企業局長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から

翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 企業局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第二の二十一の項の原因の欄の口中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「ための」の下に「学校等への出席停止若しくは」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第二の二十一の項の休暇の期間の欄中「の場合」を「いる場合」に改める。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高野信一

大分県企業局管理規程第四号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改める。

第六条の二第一項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

附則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

○企業局訓令

大分県企業局訓令第二号

本 局
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程(昭和四十六年大分県企業局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高 野 信 一

第十一条第二項第十一号中「承認」の下に「又は就業規程第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

第十三条第一号中「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同条第二号中「百分の百二・五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百八十」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第三号

本 局
事 業 所

大分県企業局事務決裁規程(平成二年大分県企業局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高 野 信 一

別表第一の一の表の四の項の課長の欄並びに別表第三の二の項の事業所の長の欄及び部長及び室長の欄中「第二十六条及び第二十七条」を「第二十四条から第二十七条の四まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第四号

本 局
事 業 所

大分県企業局職員服務規程(平成二年大分県企業局訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高 野 信 一

目次中「第五十五条」を「第五十六条」に改める。

第二十七条の三の次に次の一条を加える。

(子育て部分休暇)

第二十七条の四 職員は、就業規程第十八条の三に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に願い出るとともに、当該休暇の期間及び取得時間並びに当該休暇を必要とする事由を記入した書類を提出してその承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第五号

本 局
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程(昭和四十三年大分県企業局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高 野 信 一

第十五条の二第一項中「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項まで」を「別表第二の五の項」に改め、「次項並びに」を削り、「六箇月以上の」を「一年以上の」に改め、同条第二項中「(別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が一年以上の臨時的任用職員に、同表の七の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。)」を削り、「同表の上欄」を「別表第三の上欄」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項」を「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」に、「別表第三の四の項」を「別表第三の三の項」に改める。

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の十四の項を次のように改め、同項を同表の十五の項とする。

十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。

任用期間において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

イ 配偶者、父母、子（就業規程第七条の二第一項及び別表第二の二十一の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）
ロ 祖父、祖母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかつたこれらの者の世話を行うことを行う場合）

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

別表第二の十三の項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の五の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

任用一年目に付与された年次有給休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第三中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 臨時的任用職員が、就業規程第十八条の三第一項に規定する子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合

一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第六号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県企業局長 高 野 信 一

第三条第三項を次のように改める。

3 総務課長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合であつて、同一の者を大分県企業局において五年を超えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認しなければならない。

- 一 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
- 二 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じるおそれがないこと。
- 三 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

第十七条の六中「百分の二百五」を「百分の三百十五」に改める。

第二十二條第一項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項」を「別表第二の五の項」に改め、「又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第二項中「五の項及び六の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の」を削り、同条第三項及び第四項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項」を「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項」に改める。

別表第二中五の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

一の年度において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第三の五の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項の原因の欄中「その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合」を「次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。」に改め、同欄に次のように加える。

イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合

ロ その子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

ハ その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

第四号様式中「遡及する5年の範囲内で」を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。